じっきょう家庭科資料（通巻92号）
みんなで家庭科を No.77
内容解説資料

巻頭

「共同親権制度」を考える

もくじ／

「余暇図鑑」の開発と授業実践を通したライフキャリア教育の試み
―ウェルビーイングを意識した余暇教育を目指して― ……7
ユニバーサル社会の「住環境」を理解するための基礎知識
福祉住環境コーディネーター検定試験® …… 12
スマートゴミ箱「SmaGO」から考える環境問題
―街のゴミ・海洋ゴミ・資源循環への取り組み― …… 16

「共同親権制度」を考える

第二東京弁護士会 塩生 朋子

1. はじめに

2026年4月1日から，離婚後等の共同親権制度が始まった。本稿では，民法改正の概要（2節），共同親権制度の内容（3節），子の生活への影響に関する一般論と学校教育の場面の具体例（4節），学校の対応として求められること（5節），生徒に伝えていただきたいこと（6節）について解説する。

2. 民法改正の概要

2−1 民法改正の背景・要点

父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や，子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み，また養育費や親子交流の取り決め率・履行率が低調であること，諸外国の動向等を踏まえ，子の利益を確保するための民法の改正が，2024年5月に行われ，2026年4月1日に施行された（以下この改正を「民法改正」，改正前の民法を「旧民法」，改正後の民法を「新民法」という）。

民法改正は，父母の離婚後の子の養育の在り方は，子の生活の安定や心身の成長に直結する問題であり，父母の離婚に直面する子の利益を確保するためには，父母が離婚後も適切な形で子の養育に関わり，その責任を果たすことが重要であるという考えを基にしたものである。

この考えに基づき民法改正では，父母が子を養育するに当たって遵守すべき親の責務の明確化（2節2項），離婚後等の共同親権の導入（3，4，5節），養育費の支払の確保に向けた見直し（養育費の債権への先取特権の付与や，父母が養育費を定めずに離婚した場合の法定養育費等），親子交流，養子縁組，そして財産分与の見直しがされた。

2−2 親の責務

新民法では，子の利益を確保する観点から，親の責務に関する一般規定が新設された。親は，婚姻しているか否か，親権者か否かにかかわらず，以下の

責務を負う。

①父母は，子の心身の健全な発達を図るため，子の人格を尊重するとともに，子の年齢及び発達の程度に配慮して子を養育しなければならず，かつ，子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならない。

②父母は，婚姻関係の有無にかかわらず，子に関する権利の行使又は義務の履行に関し，子の利益のため，互いに人格を尊重し協力しなければならない（人格尊重・協力義務）。

3. 共同親権制度の内容

3−1　親権とは

親権には，㋐身上監護権と㋑財産管理権が含まれると考えられている。㋐身上監護権には，子の身の回りの世話をすることや，子の教育や居所等に関する事項の決定をすることなどが含まれる。㋑財産管理権には，子の財産を管理することや，子を代理して契約を締結することなどが含まれる。

旧民法では，未成年の子は父母の親権に服する旨が規定されていた。しかし，親権は親の権利のみでなく義務としての性質も有し，これを子の利益のために行使しなければならないことを明確にするため，新民法では，「親権は，成年に達しない子について，その子の利益のために行使しなければならない」と改められた。

3−2　子の利益とは

子が置かれた状況によって異なるが，新民法は，一般論として，子の人格が尊重され，子の年齢及び発達の程度に配慮した養育がなされることで，心身の健全な発達が図られることが，子の利益であることを前提としている。また，父母の離婚後は，父母双方が適切な形で子の養育に関わり，責任を果たすことが，子の利益にとって重要であるという理念に基づいている。

3−3　親権者

旧民法は，婚姻と共同親権とを結び付け，父母の婚姻中はその双方を親権者とし（共同親権），父母の離婚後は必ずどちらか一方を親権者と定めなければならない（単独親権）としていた。

また，婚姻していない父母の間の子（婚外子）に関しても，父の認知前は母の単独親権であり，父の認知後は父母間の協議で父の単独親権と定めることができたが，共同親権と定めることはできなかった。子の出生前に父母が離婚した場合も同様に，出生後は母の単独親権で，その後の協議で父の単独親権と定めることができたが，共同親権と定めることはできなかった。

新民法では，婚姻と共同親権とを切り離し，離婚後や，婚姻していない父母間の子を父が認知した場合や，子の出生前に父母が離婚した場合（以下，まとめて「離婚後等」という）に，単独親権のほかに共同親権と定める選択肢が導入された。なお，父母間に複数の子がいる場合には，子ごとに異なる親権者の定めをすることも可能である。

3−4　単独親権と共同親権を定める方法

民法改正により，離婚後等の場合，父母は協議により，共同親権とするか単独親権とするかを自由に選択できるようになった。共同親権を原則とし，例外事由に該当するときは単独親権とする国もあるが，新民法では，原則は定められておらず，父母の選択に委ねられている。

父母が協議で合意できない場合には，父又は母の請求によって，家庭裁判所が定める。

3−5　裁判所における単独親権と共同親権の判断基準

(1) 親権者の指定

家庭裁判所が，共同親権とするか単独親権とするかを判断する際には，子の利益のために，①父母と子との関係，②父と母との関係，③その他一切の事情を考慮しなければならない。

この場合，次の④又は⑤のいずれかに該当するとき，その他の共同親権と定めることにより子の利益を害すると認められるときは，単独親権としなければならない（必要的単独親権事由）。

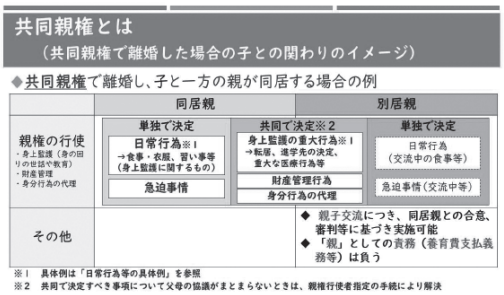
④父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるとき

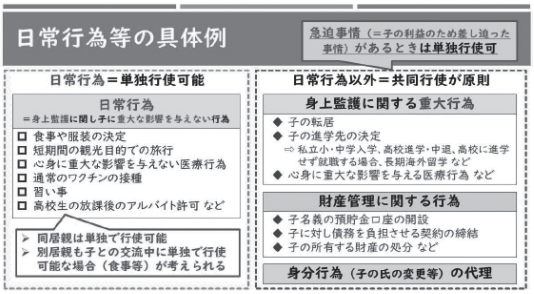
⑤父母の一方が他の一方から身体に対する暴力，その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれの有無，父母の協議が整わない理由，その他の事情を考慮して，父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき

(2) 親権者の変更

親権者の変更は，父母間の合意ではできず，家庭裁判所の調停又は審判の手続が必要である。

家庭裁判所は，子の利益のため必要があると認めるときは，子又はその親族の請求によって，親権者を変更することができる。民法改正前に離婚して単





独親権となっているケースについても，親権者変更の手続により共同親権にすることが可能である。

家庭裁判所は，親権者変更の裁判において，共同親権とするか単独親権とするかを判断する際には，親権者の指定のときと同様に，上記の①～⑤の枠組みで行う。

また，変更前の親権者が，裁判ではなく父母の協議で定められた場合には，親権者を変更することが，子の利益のため必要か否かを判断するにあたって，⑥協議の経過，⑦その後の事情の変化，⑧その他の事情を考慮するものとされている。そして⑥を考慮するに当たっては，父母の一方から他の一方に対する暴力等の有無，家事調停の有無，ADR（裁判外紛争解決手続）の利用の有無，協議の結果についての公正証書の作成の有無，その他の事情も勘案する。

3−6　親権の行使方法

(1) 共同行使

「親権は，父母が共同して行う」とされている。「共同で行う」とは，身上監護や財産管理等の親権行使が，父母の共同の意思で決定されることをいう。

父母の共同の名義によって親権の行使をした場合のみならず，父母の一方が他方の同意を得て単独名義で親権の行使をする場合も含まれ，この場合の他方の親権者の同意は明示的なもの（はっきりと口頭や文書で示すもの）に限られず黙示的なもの（態度や状況からみなせるもの）でもよい。

(2) 単独行使

親権を単独で行使する場合としては，以下の単独行使 1～4 がある。

■単独行使 1

次の(1)から(3)のときは，㋐身上監護権と㋑財産管理権について，一方が単独で行う。

(1) 一方のみが親権者であるとき

(2) 他の一方が親権を行うことができないとき

(3) 子の利益のため急迫の事情があるとき

(1) は，離婚後等の単独親権のケース，(2) は，行方不明，重病，親権喪失，親権停止などである。(3)の，何が「急迫の事情があるとき」に当たるかは 4 節 1 項で解説する。

■単独行使 2

㋐身上監護権のうち，「監護及び教育に関する日常の行為」については，親権者の一方が単独で行うことができる。何が「日常の行為」に当たるかは，4 節 2 項で解説する。

■単独行使 3

特定の事項に関する親権の行使について，父母が協議で合意できない場合で，子の利益のため必要があると認めるときは，家庭裁判所は，その特定の事項に関する親権の行使を父母の一方が単独ですることができる旨を定めることができる（親権行使者の指定）。何が「特定の事項」に当たるかは，4 節 3 項で解説する。

■単独行使 4

㋐身上監護権については，父母の合意や家庭裁判所の調停・審判によって，監護者（子の身上監護をする権利義務を有する者）を定めることができる。

監護者に指定されると，㋐身上監護権については，親権を行う者と同一の権利義務を有し，単独で監護教育等をすることができる。監護者以外の親権者（具体的には，婚姻中（離婚前）の共同親権者，離婚後等の共同親権者，離婚後等において親権と監護権を分けた場合における親権者）は，監護者による監護教育等を妨げてはならない。監護者は，子の監護教育等の範囲に含まれる限り，日常の行為に当たらない重要な方針選択・意思決定に関するものであっても，単独で行うことができ，広範に渡る包括的・優先的な権限を有する。

4. 子の生活への影響

離婚後等について，これまでは同居親が単独で親権を行使していたケースがほとんどだったが，民法改正により，同居していない親が共同親権者となることがある。同居していない共同親権者の関わり方や，同居親が親権を単独行使できる場合の基準については，今後明らかにされていくが，現時点で想定されている点は，以下のとおりである。

4−1　単独行使１の子の利益のため「急迫の事情があるとき」とは

(1) 一般論

父母の協議や家庭裁判所の手続を待っていては，適時に親権を行使することができず，その結果として，子の利益を害するおそれがある場合をいう。個別具体的な状況によるが，例えば，DV や虐待からの避難（子の転居などを含む）をする必要がある場合や（現に DV や虐待の被害にあっているときやその直後のみに限られず，加害行為が現に行われていない間であっても，急迫の事情が認められる状態が継続し得る），子に緊急の医療行為を受けさせる必要がある場合などである。

(2) 学校教育の場面

個別具体的な事情によるが，以下のような手続の期限が間近に迫っている場合が考えられる。

・入学手続（願書の提出，授業料の納付等）
・特別支援学校への就学に関する意見聴取への応答
・出席停止の命令に関する意見聴取への応答

4−2　単独行使２の監護及び教育に関する「日常の行為」とは

(1) 一般論

日々の生活の中で生ずる身上監護に関する行為で，子に対して重大な影響を与えないものをいう。

例えば，ワクチン接種，服薬，医療行為，習い事，宗教教育，アルバイト等については，子の心身に重大な影響を与えないものであれば，日常の行為に当たると考えられる。

子の旅行に関する判断は，通常の期間で，観光等を目的とする旅行については，基本的に日常の行為に当たる。海外旅行については，同行者の有無，その目的，期間等によるが，例えば短期間の観光目的は，通常は日常の行為に当たると考えられる。

一方，子の居所に関する判断（転居等）は，移動距離にかかわらず，通常は子の生活に重大な影響を与え得るため，同一学区内の転居も含めて，基本的には日常の行為には当たらない。なお，DV や虐待からの避難が必要である場合には「急迫の事情」があるときに当たり，単独行使１のケースとして取り扱われることになる。

(2) 学校教育の場面

【該当すると考えられる例】

・就学時の健康診断の受診
・学校給食に係る手続（給食費の納付，アレルギーに関する連絡等）
・出欠の連絡，個々の教育活動（宿泊活動，水泳授業，その他の学校行事等）への参加の同意の意思表示
・学校が行う教育相談への対応（家庭訪問，三者面談への出席等），子の学校生活に関する照会

【該当しないと考えられる例】

・入学，退学，転学，留学，休学等手続（願書の提出，初年度や毎年の授業料の納付，退学に関する申請等）
・就学校変更の申立て，就学校に関する意見聴取への応答，区域外就学の手続
・特別支援学校への就学に関する意見聴取への応答
・就学義務の猶予・免除に関する申請
・出席停止の命令に関する意見聴取への応答
・長期間の交換留学制度，ホームステイ制度への参加

4−3　単独行使３の親権行使者の指定に関する「特定の事項」とは

親権行使者の指定がされる「特定の事項」は，㋐身上監護権と㋑財産管理権に関することを対象としている。「特定の事項」は本来，親権を共同行使すべき事項であるため，単独行使１の子の利益のため「急迫の事情があるとき」に当たる事項や，単独行使２の監護及び教育に関する「日常の行為」に関する事項は，「特定の事項」には当たらない。

また，共同親権者間で「特定の事項」について合意できない場合の解決策として設けられた制度であるため，父母間の合意による指定は想定されておらず，家庭裁判所の調停や審判によって指定される。

4−4　監護の分掌

㋐身上監護権については，父母の合意や家庭裁判所の調停・審判によって，監護の分掌を定めることができる。監護の分掌とは，別々に生活している父母が子の身上監護を分担することであり，具体的には，子の監護を担当する期間を分担すること（期間の分掌）や，子の監護に関する事項の一部（例えば教育に関する事項など）を父母の一方に委ねること

（事項の分掌）が考えられる。

4−5　父母間の DV のケース

離婚後等の共同親権の導入に関しては，強い反対論もあった。特に，父母間の DV（身体的 DV に限らず，モラハラなど精神的 DV 等も含む）がある事案において，婚姻中や離婚時に父母間に存在していた紛争や父母の一方から他方に対する支配・被支配の関係が離婚後も継続することで，子及び同居親の安心・安全が害されるおそれや，子が父母間の紛争にさらされ続けるおそれが懸念されている。

これに関しては，家庭裁判所が親権者を定める場合の必要的単独親権事由が定められ，また父母の協議によって定められた親権者を変更する場合の考慮要素が定められたことで，一定の手当がなされている（3 節 5 項）。

4−6　共同親権下にある子について，父母の一方の再婚相手と子の関係

15 歳未満の子が養子縁組をする場合，親権者が子に代わって承諾（代諾）することとされているため，共同親権の場合には父母が共同で代諾する必要がある。もし父母の一方が養子縁組に反対している場合は，代諾について，「親権行使者の指定」の審判を申し立てることが考えられるが，家庭裁判所は，子の利益のために特に必要がある場合に限り，代諾に関する「親権行使者の指定」の審判をすることができるとされている。

父母の一方の配偶者と養子縁組が成立した場合には，養親とその配偶者である実親が共同親権者となり，他方の実親は親権者ではなくなる。

4−7　離婚と親権者の定めの分離

旧民法では，親権者を決めないと離婚できなかった（役所で離婚届が受理されなかった）が，新民法では，親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされていれば，親権者が決まっていなくても離婚できるようになった。離婚と親権者の定めとを切り離すことで，例えば，DV から避難している等により，配偶者と連絡を取ることができず親権者を定められないケースでも離婚を可能にすることや，早期の離婚を望む側が安易に相手側からの共同親権の求めに応じてしまう事態を回避することが目的とされている。

5. 学校の対応として求められること

5−1　共同の意思の推定

旧民法下では，書面への父母の一方の署名押印をもって他方の黙示的な同意を推定する実務運用もなされていたが，新民法は，こうした従来の取り扱いを変更することを求めてはいない。

学校としては，これまで通り，父母の共同名義であっても，単独名義であっても，父母の共同の意思で決定されたものとして取り扱うことで構わない。

5−2　学校行事への参加希望への対応

運動会や卒業式等，学校が保護者に参加を呼びかけた学校行事について，事前に親権者であることを申し出ている親から参加希望があった場合には，学校は基本的に，その参加を認めることができる。

一方，学校が，子と同居する親から，子と離れて暮らす親の参加の制限に関する申し出を受けた場合において，その内容が事前に申し出られている協議結果と異なるときや，そもそも親権者間の協議結果が学校に対して申し出られていないときには，学校の対応として，親権者間で協議し，その結果を学校に報告することを求めることが考えられる。

なお，これらの行事への参加は，通常，「監護及び教育に関する日常の行為」に該当すると考えられるため，父母双方が親権者である場合であっても，各親権者は自己の参加について単独で判断することができる。ただし，父母が激しく対立していて，双方が参加すると学校行事の運営に混乱をきたす可能性が高い場合などには，学校は，学校管理の観点から，共同親権者の一方又は双方に対して行事参加を制限する等の対応をとることも考えられる。

6. 生徒に伝えていただきたいこと

6−1　子の利益の確保

新民法では，親権者変更の申立権が子にも認められるようになった。

家庭裁判所は，親権者の指定，親権者の変更，親権行使者の指定，監護者の指定をするに当たっては，子が 15 歳以上であるときは，その子の陳述を聴かなければならない。

また，家庭裁判所は，子の年齢に関わらず，親権など，子がその結果により影響を受ける家事審判の手続においては，子の陳述の聴取，家庭裁判所調査官による調査その他の適切な方法により，子の意思

を把握するように努め，審判をするに当たり，子の年齢及び発達の程度に応じて，その意思を考慮しなければならない。

そして，家庭裁判所は，親権や監護者に関する裁判で，必要があるときは弁護士を子どもの手続代理人に選任することができ，また，子自身が弁護士を手続代理人に選任することもできる。手続代理人の役割は，子どもの意見表明を援助することであり，同時に子の最善の利益の実現のための調整活動も期待されている。

このように，民法やその手続法は，子の利益を確保するための仕組みを取り入れているということを生徒には知っておいてもらいたい。

6−2　親になるということの責任

18歳で成人すると，結婚することや，パートナーシップを結ぶことは，自由に行えるし，終了させることもできる。

しかし，子を持つと，その子に対する親の責任が生まれる。もし配偶者やパートナーと別れることになった場合でも，子に対する責任は終了しないし，子の親権や親子交流が自分の望む通りに得られないかもしれない。

生徒には，子を持つということは子に対する責任を負うことになるということや，離婚後等の場合も含め，子に対する責任を分かち合える関係性を結婚相手やパートナーと形成していくことが重要であるということを考えてもらいたい。

7. おわりに

民法改正は，子の利益を確保するためのものであるから，それが実現されるように進めていかなければならない。

2023年の離婚件数約18万件のうち，未成年の子がいる夫婦の離婚件数は約9.4万件である[注1]（1組の夫婦に1人以上の子がいるから，子の数はそれ以上）。1年間にそれだけの数の未成年の子が親の離婚を経験している。

また，日本では協議離婚が全離婚件数の9割近くを占めるので，約8.5万組の夫婦の未成年の子は，家庭裁判所が関与せずに親権者や監護の定め等がされることになる。それらの子の利益を実現するためには，自治体を中心として，離婚後等の子の養育に関する講座や研修の機会を用意することや，父母の話し合いや共同養育計画書の作成などに関する相談支援体制を整えることなどが急務である。

家庭裁判所が関与するケースについては，共同親権と単独親権，監護者指定，監護の分掌，親権行使者の指定の審判の際の判断基準や考慮要素の明確化が求められる。それらの判断基準や考慮要素は，協議離婚の際にも参考になる。

DVや虐待があるケースでは，子と同居親が安心・安全に生活できることが何よりも重要であり，それこそが子の利益であることを踏まえて運用され，必要に応じて修正されていくことが大切である。

そして今後も，「子の最善の利益」「子の意見表明」（子どもの権利条約，こども基本法，児童福祉法）についての調査研究や議論を不断に継続し，必要に応じて修正されなければならない。

参考文献

- 4章及び5章の解説は，父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議「Q & A形式の解説資料（民法編）」令和8年4月22日改訂を参考にした。https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00378.html
- 図は，裁判所HPの「離婚後の親権者の定めに関する手続等」から引用した。https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_shinken/index.html
- 民法改正に関するパンフレットや動画は，法務省HPの「民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）について〔令和8年4月1日施行〕」を参照。https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html
- 共同養育計画書に関しては，法務省HPの「共同養育計画作成支援ページ」を参照。https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00385.html
- 北村治樹編著『一問一答令和6年民法等改正－家族法制の見直し（親権・養育費・親子交流等）』商事法務
- 東京改正家族法研究会『詳解 令和6年改正家族法 改正のポイントと主文例・条項例・書式』日本加除出版
- 石綿はる美「近時の民法改正から振り返る『子の利益』」家庭の法と裁判No. 57，P4
- 棚村政行，池田清貴，佐野みゆき編著『共同親権の前に大人が果たすべきこと』一般社団法人金融財政事情研究会

注1　令和5年人口動態統計，https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei23/index.html